

山口県報

平成28年
2月23日
(火曜日)

目次

○告示
保安林予定森林(二件)(森林整備課)……………二
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)……………二

○公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課)……………二
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………七
林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………七
建築士の免許の取消し(建築指導課)……………八



山口県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地堀字アラフ三六三の一

岩国市錦町宇佐字長尾一〇、一〇の一、錦町大野字猪ノ木谷二〇〇七の一、一〇〇

七の二

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

防府市大字奈美字大井谷二二七の一四(次の図に示す部分に限る。)、大字和字字

大河内二二三から二三四まで、二三五の一

周南市大字巢山字日焼二七五四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
防府市大字奈美字大井谷二二七の一四・大字和字字大河内二二三・二三四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
江崎区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	



(六三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年三月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人きららの里
 代表者の氏名 西山 美貴
 主たる事務所の所在地 美祢市伊佐町河原四六六番地

(六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年四月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人ベーター障害者支援センター
 代表者の氏名 上松真由美
 主たる事務所の所在地 山口市大内御堀三九五三番地の一五

(六五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年四月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ゆうまーる
代 表 者 の 氏 名 瀧山 進
主たる事務所の所在地 岩国市由宇町神東六一九番地の四

(六六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年二月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス神原店
所在地 宇部市神原町二丁目四六二二の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 大和リース株式会社 住 所 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号 代表者の氏名 森田 俊作

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏 名 又は 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六九五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七一台

(二) 駐輪場の収容台数

一八台

(三) 荷さばき施設の面積

七八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称

開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十八年二月八日

(六七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年二月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス長門市駅前
所在地 長門市東深川九四九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名

氏名又は名称 住

所

代表者の氏名

株式会社コスモ入薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一〇号

宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五四〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四三台

(二) 駐輪場の収容台数

八台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コスモ入薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十八年二月八日

(六八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年二月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工

労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十三日

山口県知事

村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

原 栄治

届出年月日

平成二十八年二月八日

五 変更年月日

平成二十年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

蔵田株式会社

山口市本町二丁目二番一号

変更前

変更後

変更後

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

池部 智治

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
変更年月日
平成二十年六月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社中四国ワッツ	株式会社中四国ワッツ	株式会社中四国ワッツ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	四国	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ワッツオースリー中	---	株式会社ワッツオースリー中四国
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	---	岡山市北区津高三九五の三
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	---	坂本美津浩

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
変更年月日
平成二十六年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	橋本食品株式会社	---	---

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
変更年月日
平成二十六年十二月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社スイートガーデン	---	---

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
変更年月日
平成二十七年四月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク平川店
所在地 山口市平井七二四の一

二 届出者の氏名及び住所
氏 名 住 所
荒瀬 剛一 山口市平井七七九

三 変更に係る事項の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	田中 昭夫	田中 昭夫	田中 昭夫
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フロリストタナカ	有限会社フロリストタナカ	有限会社フロリストタナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	防府市大字西浦三一四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	田中 昭夫

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
五 変更年月日
平成二十八年二月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク平川店
所在地 山口市平井七二四の一
二 届出者の氏名及び住所
氏 名 住 所
荒瀬 剛一 山口市平井七七九

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡 美江	〃

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
五 変更年月日
平成二十八年二月八日

平成二十一年四月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク平川店
所在地 山口市平井七二四の一
二 届出者の氏名及び住所
氏 名 住 所
荒瀬 剛一 山口市平井七七九

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	中村 靖彦	〃

四 届出年月日
平成二十八年二月八日
五 変更年月日
平成二十一年五月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク平川店
所在地 山口市平井七二四の一
二 届出者の氏名及び住所
氏 名 住 所
荒瀬 剛一 山口市平井七七九

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	サンカクヤ株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	福岡県大牟田市宮部六四の四
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	高田 洋一

<p>四 届出年月日 平成二十八年二月八日 変更年月日 平成二十六年二月十四日</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 アルク平川店 所在地 山口市平井七二四の一</p> <p>二 届出者の氏名及び住所 氏 名 住 所 荒瀬 剛一 山口市平井七七九</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>変更に係る事項 変更前 株式会社マナ・ティー</p>	<p>変更に係る事項 変更後</p>
<p>四 届出年月日 平成二十八年二月八日 変更年月日 平成二十七年十二月四日</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 アルク平川店 所在地 山口市平井七二四の一</p> <p>二 届出者の氏名及び住所 氏 名 住 所 荒瀬 剛一 山口市平井七七九</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>変更に係る事項 変更前</p>	<p>変更に係る事項 変更後</p>

<p>四 届出年月日 平成二十八年二月八日 変更年月日 平成二十八年一月十八日</p>	<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p>	<p>福岡県糟屋郡新宮町美咲二丁目一番四一号 岡村 邦彦</p>
<p>(六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月九日山口県公告(二八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。 当該意見は、平成二十八年二月二十三日から同年三月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 平成二十八年二月二十三日 山口県知事 村岡 嗣政</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 (仮称)平田ショッピングセンター 所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号</p> <p>二 意見の概要 特に配慮を求める事項はない。</p>	<p>(七〇) 林業種苗生産事業者講習会の開催 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。 平成二十八年二月二十三日 山口県知事 村岡 嗣政</p>
<p>一 講習の対象となる者 林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者</p> <p>二 講習会の日時及び場所</p>	<p>七</p>	

平成二十八年二月二十三日印刷
平成二十八年二月二十三日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
-----	--------------------	------	---------	-----------

(七二) 建築士の免許の取消し
建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。
平成二十八年二月二十三日
山口県知事 村岡 嗣 政

六 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

五 受講申込書の提出期限
平成二十八年三月九日(水曜日)

四 受講の手続
講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

科 目	時 間
種 苗 に 関 す る 法 令	二
種 苗 の 産 地 及 び 系 統	二
種 苗 の 生 産 技 術	二

三 講習の科目及び時間
山口市宮野上二七六八番地の一 山口県農林総合技術センター 林業技術部
(一) 日時
平成二十八年三月十六日(水曜日) 午前九時から
(二) 場所
山口市宮野上二七六八番地の一

中 對 章	植田喜八郎
二級建築士	二級建築士
第二五九九号	第二〇六二号
平成二八、 二、一二	平成二八、 二、一二
死亡	死亡